

第8期市町村分別収集計画書

平成28年6月

鳥取県東部広域行政管理組合
(鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町)

目 次

| | |
|---|---|
| 1. 計画策定の意義 | 1 |
| 2. 基本的方向 | 1 |
| 3. 計画期間 | 1 |
| 4. 対象品目 | 1 |
| 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号) | 2 |
| 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号) | 3 |
| 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の種類区分(法第8条第2項第3号) | 4 |
| 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条 第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号) | 5 |
| 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条 第6項に規定する主務省令に定める物の量の算定方法 | 5 |
| 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号) | 6 |
| 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号) | 7 |
| 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号) | 7 |

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県東部1市4町が策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、“Think globally, Act locally”（地球規模で考え、足元から行動する。）を基本理念とし、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）がバランス良く行われる持続可能な循環型社会の構築を目指すとともに、次世代に廃棄物を残さない社会経済システムの構築を模索し、廃棄物の埋立て量の減量を目指している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取り組みを進め、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用等が図られ、持続可能な循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・環境に配慮したライフスタイルの確立に結びつく環境教育の充実

3 計画期間

本計画の計画期間を平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装（飲料用紙製容器、段ボール）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

| | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 6,010 | 5,981 | 5,947 | 5,904 | 5,875 |

【内 訳】

(単位:t)

| | | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
|---------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 主としてスチール製の容器 | 186 | 186 | 185 | 184 | 183 |
| | 主としてアルミ製の容器 | 253 | 252 | 251 | 249 | 248 |
| | 無色のガラス製容器 | 624 | 621 | 617 | 613 | 608 |
| | 茶色のガラス製容器 | 727 | 724 | 721 | 715 | 709 |
| | その他のガラス製容器 | 222 | 221 | 220 | 218 | 216 |
| | 主として段ボール製の容器 | 656 | 654 | 650 | 644 | 641 |
| | 主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 13 | 13 | 13 | 12 | 12 |
| | 主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 357 | 357 | 355 | 355 | 355 |
| | 主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの | 2,972 | 2,953 | 2,935 | 2,914 | 2,903 |
| | うち白色トレイ | 30 | 30 | 30 | 29 | 29 |
| 合 計 | 6,010 | 5,981 | 5,947 | 5,904 | 5,875 | |

注) 容器包装廃棄物排出量見込みの推計方法は、第9項参照

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策に取り組んでいくものとする。

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成・推進に努める。

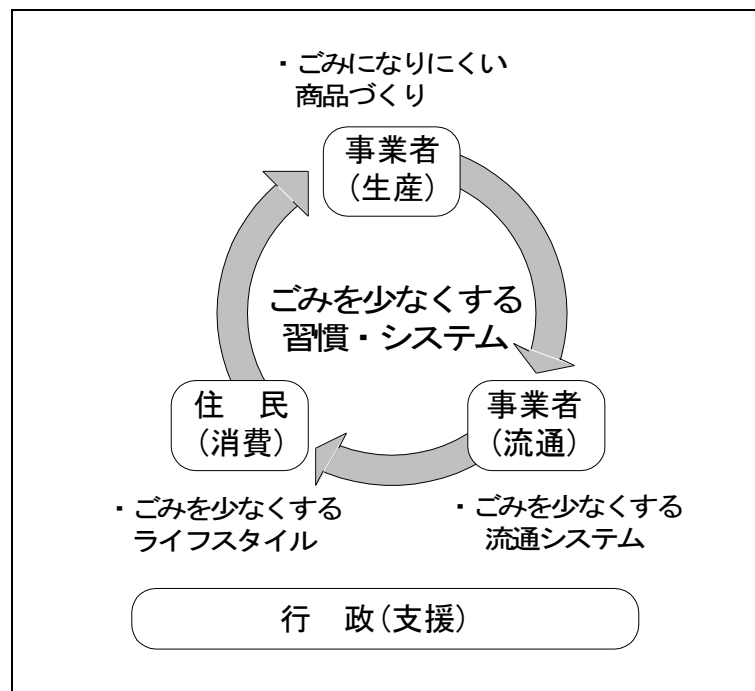
【主要施策】

- ①環境教育の充実
- ②地域ごとのごみ減量システムの推進
- ③地域マナーの向上

ごみの排出抑制を進めるためには、住民・事業者・行政がそれぞれ役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要である。

消費者である住民は、一人ひとりが自ら使い捨て商品を多用するライフスタイルを見直すなど、環境・資源問題、廃棄物処理に配慮したライフスタイルへの転換に努めるものとする。

また、事業者は、環境に配慮した事業活動や商品づくりを進め、それらを行政が様々な角度から支援していくものとする。



ごみ排出抑制における住民・事業者・行政の役割と連携

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分(法第8条第2項第3号)

| 分別収集する容器包装の種類 | 収集に係る分別区分 |
|---|--------------------------------|
| ○主としてスチール製の容器 ○主としてアルミ製の容器 | 資源ごみ |
| ○無色のガラス製容器 ○茶色のガラス製容器 ○その他のガラス製容器 | |
| ○主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) ○主として段ボール製の容器 | |
| ○主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | ペットボトル |
| ○主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記) |
| | プラスチックごみ |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

| | | 29年度 | | 30年度 | | 31年度 | | 32年度 | | 33年度 | |
|--|--|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 主としてスチール製の容器 | | 184t | | 184t | | 183t | | 182t | | 182t | |
| 主としてアルミ製の容器 | | 251t | | 250t | | 249t | | 247t | | 246t | |
| 無色のガラス製容器 | | (合計) 406t | | (合計) 404t | | (合計) 402t | | (合計) 399t | | (合計) 395t | |
| | | (引渡) 406t | (独自処理) 0t | (引渡) 404t | (独自処理) 0t | (引渡) 402t | (独自処理) 0t | (引渡) 399t | (独自処理) 0t | (引渡) 395t | (独自処理) 0t |
| 茶色のガラス製容器 | | (合計) 473t | | (合計) 471t | | (合計) 469t | | (合計) 465t | | (合計) 461t | |
| | | (引渡) 473t | (独自処理) 0t | (引渡) 471t | (独自処理) 0t | (引渡) 469t | (独自処理) 0t | (引渡) 465t | (独自処理) 0t | (引渡) 461t | (独自処理) 0t |
| その他のガラス製容器 | | (合計) 145t | | (合計) 144t | | (合計) 143t | | (合計) 142t | | (合計) 140t | |
| | | (引渡) 145t | (独自処理) 0t | (引渡) 144t | (独自処理) 0t | (引渡) 143t | (独自処理) 0t | (引渡) 142t | (独自処理) 0t | (引渡) 140t | (独自処理) 0t |
| 主として段ボール製の容器 | | 656t | | 654t | | 650t | | 644t | | 641t | |
| 主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | | 13t | | 13t | | 13t | | 12t | | 12t | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | | (合計) 325t | | (合計) 325t | | (合計) 323t | | (合計) 323t | | (合計) 323t | |
| | | (引渡) 325t | (独自処理) 0t | (引渡) 325t | (独自処理) 0t | (引渡) 323t | (独自処理) 0t | (引渡) 323t | (独自処理) 0t | (引渡) 323t | (独自処理) 0t |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | | (合計) 2,764t | | (合計) 2,748t | | (合計) 2,731t | | (合計) 2,711t | | (合計) 2,700t | |
| | | (引渡) 2,735t | (独自処理) 29t | (引渡) 2,719t | (独自処理) 29t | (引渡) 2,702t | (独自処理) 29t | (引渡) 2,683t | (独自処理) 28t | (引渡) 2,672t | (独自処理) 28t |
| (うち白色トレイ) | | (合計) 29t | | (合計) 29t | | (合計) 29t | | (合計) 28t | | (合計) 28t | |
| | | (引渡) 29t | (独自処理) 0t | (引渡) 29t | (独自処理) 0t | (引渡) 29t | (独自処理) 0t | (引渡) 28t | (独自処理) 0t | (引渡) 28t | (独自処理) 0t |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込みの算定方法

算出式

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み (t/年)

$$= \text{容器包装廃棄物の排出量の見込み(t/年)} \times \text{分別基準適合物の割合(\%)}$$

「容器包装廃棄物の排出量の見込み」は、平成 27 年度の収集（搬入）実績から得られた「1 日当たり、1 人が排出する容器包装廃棄物の量（原単位）」を基本に、トレンド法により算出した計画収集人口の予測人口に乗じて算出した。分別基準適合物の割合は、過去の実績（平成 25 年度から平成 27 年度）を勘案し、設定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第 8 条第 2 項第 5 号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる段ボール、飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

| 分別収集する 容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る 分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管等 段 階 |
|---|----------------|---|-------------------------|
| 主としてスチール製の容器 | 資源ごみ | ステーション排出・ 自治体による定期収集 | 本組合 |
| 主としてアルミ製の容器 | | | |
| 無色のガラス製容器 | | | |
| 茶色のガラス製容器 | | | |
| その他のガラス製容器 | | | |
| 主として段ボール製の容器 | 古紙類 | ステーション排出・ 自治体による定期収集 または自治会・住民団体 による集団回収 | 自治体・本組合 または 資源化業者 |
| 主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | | | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器 | ペットボトル | ステーション排出・ 自治体による定期収集 | 本組合 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 白色トレイ | ステーション排出・ 自治体による定期収集 | 本組合 |
| | プラスチックごみ | | 委託業者選別 保管施設 |

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第 8 条第 2 項第 6 号)

| 分別収集する容器 包装廃棄物の種類 | 収集に係る 分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|--|----------------|--------------|------------------------|--------------------------------|
| 主としてスチール製の容器 | 資源ごみ | コンテナ | パッカー車 プレス車 平ボディ車 | リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設) |
| 主としてアルミ製の容器 | | | | |
| 無色のガラス製容器 | | | | |
| 茶色のガラス製容器 | | | | |
| その他のガラス製容器 | | | | |
| 主として段ボール製の容器 | 古紙類 | 紐で束ねる | | 自治体・本組合の保管施設 または 資源化業者施設 |
| 主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | | | | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | ペットボトル | コンテナ または袋 | | リサイクルプラザ (圧縮・保管・保管施設) |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 白色トレイ | 袋 | | リサイクルプラザ (保管施設) |
| | プラスチックごみ | | | 委託業者選別保管施設 |

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第 8 条第 2 項第 7 号)

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県東部 1 市 4 町が策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に沿って、分別収集計画を実効あるものとし、一層のごみの減量及び再資源化を推進していくこととする。